

いま、外食で雇用できる在留資格とは？

本社勤務、マネージャー、店長という立場では、「技術・人文知識・国際業務」で雇用することができます。「特定技能」の制度ができるまでは、店長として採用される場合であっても「技術・人文知識・国際業務」が許可されることが難しかったという経緯がありましたが、「特定技能」の制度ができてからは、「特定技能」外国人を指導監督する立場の者として、徐々に認められるようになりました。なお、「技術・人文知識・国際業務」には、大学卒業程度、専攻との関連性、日本人と同等以上の給与額等の条件がございます。また、高い日本語能力を活用することを条件として「特定活動（46号）」でも雇用することができます。しかしながら、日本の大学卒業や日本語能力試験1級レベルが条件であり、該当する外国人は少なく、ホワイトカラーでの採用は、やはり「技術・人文知識・国際業務」の外国人が主体になると考えます。

現場で調理、接客等を行う人材については、在留資格が存在しませんでした。特定技能の制度ができてからは、「特定技能1号」で雇用することができるようになりました。外国人本人が、技能測定試験、日本語試験に合格し、受入企業が要件を満たせば受入れが可能となります。受入れ後、他の在留資格と違い、外国人に対する支援業務、入管局への定期届出等が必要となります。

その他、「永住者」「日本人の配偶者等」「定住者」等の身分関係を基にした在留資格で在留する外国人は、活動範囲が限定されていないため、どのような職種でも雇用することが可能となります。

アイム行政書士法人 <http://www.office-gongben.com/>

代表 宮本 政幸（ORA 外国人雇用推進部門会メンバー）

【営業内容】

行政書士法人

外国人に関する業務

- 永住・帰化
- 投資ビザ（外国人の方が日本で会社を設立し経営）
- 就労ビザ等の外国人在留手続きなど 他

